



山形県公報

令和2年7月28日(火)
第124号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……785

告示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……794
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
○国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……798
○同……………(同) ……同
○同……………(同) ……同
○同……………(同) ……同
○県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……799
○同……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
○県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……800

教育委員会関係

規則

- 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………同

企業局関係

規程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………801

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……同
○一般競争入札の公告……………(建設企画課) ……802
○県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……803
○同……………(庄内総合支庁建築課) ……808
○令和3年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………(教育委員会) ……813

規則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月28日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第58号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「各児童相談所につき、第1号に掲げる数と第2号に掲げる数と」を「次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に定める数」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次号及び第3号に掲げる業務以外の業務 イ及びロに掲げる数を合計した数
 - イ 各児童相談所の管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。ロ（ロ）において同じ。）を30,000で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）を合計した数
 - ロ 各児童相談所につき、（イ）に掲げる件数から（ロ）に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）を合計した数
 - （イ）当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）に係る相談に応じた件数
 - （ロ）省令第5条の2の2に規定する件数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数
- (2) 法第11条第1項第2号トに規定する里親に関する業務 2
- (3) 法第11条第1項第1号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第3号の規定による広域的な対応が必要な業務、法第14条第2項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整 市町村の数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

第2条の2第2項中「第13条第6項」を「第13条第7項」に、「同条第5項の指導及び教育を行う児童福祉司」を「同項に規定する指導教育担当児童福祉司」に改める。

第2条の3中「(同居人にあつては、同項第1号を除く。)」を削る。

第2条の4第2項第3号中「(希望者の同居人にあつては、同項第1号を除く。)」を削る。

第2条の6第1項第2号を削り、同項第3号中「第34条の20第1項第2号から第4号まで」を「第34条の20第1項各号」に改め、同号を同項第2号とする。

第3条第1項第20号を削り、同項第21号中「別記様式第4号の2の2」を「別記様式第4号の2」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第22号から第44号までを1号ずつ繰り上げ、同項第45号中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改め、同号を同項第44号とし、同項中第46号を第45号とし、第47号を第46号とし、第48号を削り、同条第2項第1号中「、第2号、第3号」を「から第3号まで」に改め、同項第2号中「前項第28号」を「前項第27号」に改める。

第6条の見出しを「(徴収金の額)」に改め、同条第1項中「一部」を「一部（以下「徴収金」という。）」に改め、同項第3号中「若しくは第2項」及び「若しくは第3項」を「(障害児入所施設に係る部分を除く。）」に改め、同項中第4号を第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 法第27条第1項第3号（障害児入所施設に係る部分に限る。）若しくは第2項又は第31条第2項（障害児入所施設に係る部分に限る。）若しくは第3項に規定する措置を受ける場合 本人及びその扶養義務者の属する世帯に係る階層区分に応じ、別表第3に定める額

第6条第2項中「は、法第56条第2項の規定により徴収する費用の全部又は一部（以下「徴収金等」という。）」を「の徴収金」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「徴収金等負担能力変動届出書」を「徴収金負担能力変動届出書」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

階層区分			徴収金の額（月額）
			円
A	生活保護世帯及び支援給付受給世帯		0
B	市町村民税非課税世帯		2,200
C	均等割課税世帯		4,500
D 1	所得割課税世帯	所得割額 3,000円以下	5,800
D 2		3,001円以上5,800円以下	6,900
D 3		5,801円以上8,700円以下	7,600
D 4		8,701円以上13,000円以下	8,500
D 5		13,001円以上17,400円以下	9,400

D 6	17,401円以上22,400円以下	11,000
D 7	22,401円以上28,200円以下	12,500
D 8	28,201円以上58,400円以下	16,200
D 9	58,401円以上75,000円以下	18,700
D10	75,001円以上96,600円以下	23,100
D11	96,601円以上121,800円以下	27,500
D12	121,801円以上175,500円以下	35,700
D13	175,501円以上221,100円以下	44,000
D14	221,101円以上380,800円以下	52,300
D15	380,801円以上549,000円以下	80,700
D16	549,001円以上579,000円以下	85,000
D17	579,001円以上700,900円以下	102,900
D18	700,901円以上849,000円以下	122,500
D19	849,001円以上1,041,000円以下	143,800
D20	1,041,001円以上	療育に係る一部負担金の額

別表第1の備考第1項第3号中「徴収金等」を「徴収金」に、「第4号及び第5号」を「第6号」に、「同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（当該所得割の額の計算に当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとし、同法第323条の規定による市町村民税の減免があつた場合は、所得割の額から当該減免に係る額（当該減免に係る額が所得割の額を超えるときは、当該減免に係る額のうち当該所得割の額に相当する額）を控除して得た額を所得割の額とする。以下この表において同じ。）」を「所得割額」に、「うち所得割の額」を「うち所得割額」に、「所得割の額が」を「所得割額が」に、「を除く」を「及び支援給付受給世帯を除く」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「決定の日の属する年度分の所得割の額」を「所得割額」に、「世帯を」を「世帯（生活保護世帯、支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）を」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「決定の日の属する年度分の所得割の額」を「所得割額」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 所得割額 決定の日の属する年度分の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（以下「所得割」という。）の額（当該所得割の額の計算に当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとし、同法第323条の規定による市町村民税の減免があつた場合は、所得割の額から当該減免に係る額（当該減免に係る額が所得割の額を超えるときは、当該減免に係る額のうち当該所得割の額に相当する額）を控除して得た額とする。）をいう。

別表第1の備考第1項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、同備考第2項中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に改め、同項第1号中「扶養親族」を「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族（以下この表において「扶養親族」という。）」に改め、同備考第3項中「所得割の額」を「所得割額」に、「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に改め、「（以下この項において「総所得金額等」という。）」及び「を控除するものとし、第1項第8号の所得税の額の計算に当たっては、総所得金額等から27万円（前項第1号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、当該扶養義務者の前年の所得が500万円以下であるものにあつては、35万円）」を削り、同備考第4項中「徴収金等」を「徴収金」に改め、同備考第5項中「徴収金等」を「徴収金」に、「D19階層」を「D20階層」に改め、同備考第6項中「徴収金等」を「徴収金」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2

階層区分	徴収金の額（月額）	
	通所以外（母子生活支援施設への入所及び自立援助ホームへの入居を除く。）	通所、母子生活支援施設への入所及び自立援助ホームへの入居
A 生活保護世帯及び支援給付受給世帯	円 0	円 0

B	市町村民税非課税世帯			2,200	1,100
C	均等割課税世帯			4,500	2,200
D 1	所得割課税世帯	所得割額	9,000円以下	6,600	3,300
D 2			9,001円以上 27,000円以下	9,000	4,500
D 3			27,001円以上 57,000円以下	13,500	6,700
D 4			57,001円以上 93,000円以下	18,700	9,300
D 5			93,001円以上 177,300円以下	29,000	14,500
D 6			177,301円以上 258,100円以下	措置に要する費用の額 (その額が41,200円を 超えるときは、41,200円)	20,600
D 7			258,101円以上 348,100円以下	措置に要する費用の額 (その額が54,200円を 超えるときは、54,200円)	措置に要する費用の額 (その額が27,100円を 超えるときは、27,100円)
D 8			348,101円以上 456,100円以下	措置に要する費用の額 (その額が68,700円を 超えるときは、68,700円)	措置に要する費用の額 (その額が34,300円を 超えるときは、34,300円)
D 9			456,101円以上 583,200円以下	措置に要する費用の額 (その額が85,000円を 超えるときは、85,000円)	措置に要する費用の額 (その額が42,500円を 超えるときは、42,500円)
D10			583,201円以上 704,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が102,900円を 超えるときは、102,900円)	措置に要する費用の額 (その額が51,400円を 超えるときは、51,400円)
D11			704,001円以上 852,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が122,500円を 超えるときは、122,500円)	措置に要する費用の額 (その額が61,200円を 超えるときは、61,200円)
D12			852,001円以上 1,044,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が143,800円を 超えるときは、143,800円)	措置に要する費用の額 (その額が71,900円を 超えるときは、71,900円)
D13			1,044,001円以上 1,225,500円以下	措置に要する費用の額 (その額が166,600円を 超えるときは、166,600円)	措置に要する費用の額 (その額が83,300円を 超えるときは、83,300円)
D14			1,225,501円以上 1,426,500円以下	措置に要する費用の額 (その額が191,200円を 超えるときは、191,200円)	措置に要する費用の額 (その額が95,600円を 超えるときは、95,600円)
D15			1,426,501円以上	措置に要する費用の額	措置に要する費用の額

別表第2の備考第1項第3号中「第4号及び第5号」を「第6号」に、「同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（当該所得割の額の計算に当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとし、同法第323条の規定による市町村民税の減免があつた場合は、所得割の額から当該減免に係る額（当該減免に係る額が所得割の額を超えるときは、当該減免に係る額のうち当該所得割の額に相当する額）を控除して得た額を所得割の額とする。以下この表において同じ。）」を「所得割額」に、「うち所得割の額」を「うち所得割額」に、「所得割の額が」を「所得割額が」に、「を除く」を「及び支援給付受給世帯を除く」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「決定の日の属する年度分の所得割の額」を「所得割額」に、「世帯を」を「世帯（生活保護世帯、支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）」を「に」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「決定の日の属する年度分の所得割の額」を「所得割額」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 所得割額 決定の日の属する年度分の所得割の額であつて、地方税法（同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を除く。）に定めるところによるほか、次に定めるところにより算定して得られた所得割の額をいう。

イ 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に掲げる扶養親族（本人が第6条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる費用に係る措置を受けた日の属する年度の初日の属する年の前年の末日（以下この表において「所得割に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の者（当該末日以前1年間（以下この表において「判定期間」という。）に死亡した者であつて、当該死亡した日における年齢が16歳未満の者を含む。）に限る。以下この表において「扶養親族」という。）がいるもの及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（所得割に係る判定日における年齢が19歳未満の者（判定期間に死亡した者であつて、当該死亡した日における年齢が19歳未満の者を含む。）に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。）がいるものにあつては、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除して所得割の額を算定するものとする。

ロ 本人が第6条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる費用に係る措置を受けた日における扶養義務者の住所が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この表において同じ。）の区域内にある者にあつては、当該者を本人が当該措置を受けた日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

ハ 扶養義務者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」と読み替えた場合に同号に掲げる寡婦に該当することとなる場合又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」と読み替えた場合に同号に掲げる寡夫に該当することとなる場合にあつては、当該寡婦に該当することとなる者を同項第11号に掲げる寡婦と、当該寡夫に該当することとなる者を同項第12号に掲げる寡夫とそれぞれみなして、次に定めるところにより所得割の額を算定するものとする。

(イ) 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者にあつては、所得割の額は、0円とする

(ロ) (イ)に該当しない者にあつては、地方税法第314条の2第1項第8号に定める金額（当該者が同条第3項中「同号イ」とあるのを「同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」と読み替えた場合に同号イ」と読み替えた場合に同項に該当する者であるときは、同項に規定する金額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表第2の備考第1項中第7号及び第8号を削り、同備考第2項中「徴収金等」を「徴収金」に改め、同項第2号中「C1階層又はC2階層」を「C階層」に改め、同項第3号中「所得税額が8,400円以下の所得税課税世帯」を「所得割額が19,000円以下の所得割課税世帯」に改め、同備考第3項中「徴収金等」を「徴収金」に改め、同備考第4項及び第5項を削り、同備考第6項中「徴収金等」を「徴収金」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) C階層、D1階層からD3階層まで又はD4階層（所得割額が81,000円以下の所得割課税世帯に限る。） 日額1,000円

(3) D4階層（所得割額が81,000円以下の所得割課税世帯を除く。）又はD5階層からD14階層まで 日額2,000円

別表第2の備考第6項第4号中「D14階層」を「D15階層」に改め、同項を同備考第4項とし、同備考第7項中「若しくは第2項」を「（障害児入所施設に係る部分を除く。）に、「から第3項まで」を「若しくは第2項（障害児入所施設に係る部分を除く。）に、「徴収金等」を「徴収金」に改め、「（第4項の適用がある場合を含む。）」を削り、同項を同備考第5項とし、同備考第8項中「徴収金等」を「徴収金」に改め、同項を同備考第6項とし、同備考第9項中「徴収金等」を「徴収金」に改め、同項を同備考第7項とし、同備考第10項中「徴収金等」を「徴収

金」に改め、同項を同備考第8項とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

階層区分			徴収金の額（月額）	
A	生活保護世帯及び支援給付受給世帯		円 0	
B	市町村民税非課税世帯		2,200	
C	均等割課税世帯		4,500	
D 1	所得割課税世帯	所得割額	12,000円以下	
D 2			12,001円以上30,000円以下	
D 3			30,001円以上60,000円以下	
D 4			60,001円以上96,000円以下	
D 5			96,001円以上189,000円以下	
D 6			189,001円以上277,000円以下	措置に要する費用の額（その額が41,200円を超えるときは、41,200円）
D 7			277,001円以上348,000円以下	措置に要する費用の額（その額が54,200円を超えるときは、54,200円）
D 8			348,001円以上465,000円以下	措置に要する費用の額（その額が68,700円を超えるときは、68,700円）
D 9			465,001円以上594,000円以下	措置に要する費用の額（その額が85,000円を超えるときは、85,000円）
D 10			594,001円以上716,000円以下	措置に要する費用の額（その額が102,900円を超えるときは、102,900円）
D 11			716,001円以上864,000円以下	措置に要する費用の額（その額が122,500円を超えるときは、122,500円）
D 12			864,001円以上1,056,000円以下	措置に要する費用の額（その額が143,800円を超えるときは、143,800円）
D 13			1,056,001円以上1,238,000円以下	措置に要する費用の額（その額が166,600円を超えるときは、166,600円）
D 14			1,238,001円以上1,439,000円以下	措置に要する費用の額（その額が191,200円を超えるときは、191,200円）
D 15			1,439,001円以上	措置に要する費用の額

備考 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護世帯 本人及びその扶養義務者のうち1人以上が生活保護法に規定する被保護者である世帯をいう。
- (2) 支援給付受給世帯 本人及びその扶養義務者のうち1人以上が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定す

る支援給付を含む。)を受けている特定中国残留邦人等である世帯をいう。

- (3) 市町村民税非課税世帯 本人及びその扶養義務者の所得について決定の日の属する年度（決定の日が4月から6月までの間にある場合は、決定の日の属する年度の前年度とする。第6号において同じ。）分の均等割の額（当該均等割の額の計算に当たっては、地方税法第323条の規定による市町村民税の減免があつた場合に、当該減免に係る額が所得割額を超えるときは、均等割の額から同法第323条の規定による市町村民税の減免に係る額のうち所得割額を超える額を控除して得た額とする。）及び所得割額がないときに、当該本人及びその扶養義務者が属する世帯（生活保護世帯及び支援給付受給世帯を除く。）をいう。
- (4) 均等割課税世帯 本人及びその扶養義務者の所得について所得割額がないときに、当該本人及びその扶養義務者が属する世帯（生活保護世帯、支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）をいう。
- (5) 所得割課税世帯 本人及びその扶養義務者の所得について所得割額があるときに、当該本人及びその扶養義務者が属する世帯をいう。
- (6) 所得割額 決定の日の属する年度分の所得割の額であつて、地方税法（同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を除く。）に定めるところによるほか、次に定めるところにより算定して得られた所得割の額をいう。
- イ 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に掲げる扶養親族（本人が第6条第1項第4号に掲げる費用に係る措置を受けた日の属する年度の初日の属する年の前年の末日（以下この表において「所得割に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の者（当該末日以前1年間（以下この表において「判定期間」という。）に死亡した者であつて、当該死亡した日における年齢が16歳未満の者を含む。）に限る。以下この表において「扶養親族」という。）がいるもの及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（所得割に係る判定日における年齢が19歳未満の者（判定期間に死亡した者であつて、当該死亡した日における年齢が19歳未満の者を含む。）に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。）がいるものにあつては、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除して所得割の額を算定するものとする。
- ロ 本人が第6条第1項第4号に掲げる費用に係る措置を受けた日における扶養義務者の住所が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この表において同じ。）の区域内にある者にあつては、当該者を本人が当該措置を受けた日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- ハ 扶養義務者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」と読み替えた場合に同号に掲げる寡婦に該当することとなる場合又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」と読み替えた場合に同号に掲げる寡夫に該当することとなる場合にあつては、当該寡婦に該当することとなる者を同項第11号に掲げる寡婦と、当該寡夫に該当することとなる者を同項第12号に掲げる寡夫とそれぞれみなして、次に定めるところにより所得割の額を算定するものとする。
- (イ) 地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者にあつては、所得割の額は、0円とする。
- (ロ) (イ)に該当しない者にあつては、地方税法第314条の2第1項第8号に定める金額（当該者が同条第3項中「同号イ」とあるのを「同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」と読み替えた場合に同号イ」と読み替えた場合に同項に該当する者であるときは、同項に規定する金額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 2 児童の属する世帯がB階層に属する世帯であつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受ける者に係る徴収金の額は、0円とする。
- (1) 当該受ける者の扶養義務者がいない世帯
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に20歳に満たない者を扶養しているものが属する世帯
 - (3) 社会福祉法第2条第2項各号に規定する社会福祉施設（通園施設又は通所施設を除く。）に入所している者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者以外の者で次に掲げるものが属する世帯
 - イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ロ 療育手帳の交付を受けた者
 - ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条第1項の規定により認定を受けた者が監護し、又は養育する同法第2条第1項に規定する障害児
 - ニ 国民年金法第30条第1項に規定する障害基礎年金その他これに準ずる公的年金の受給者
 - ホ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の属する世帯その他の特に困窮している世帯であると児童相談所長又は総合支庁長が認定した世帯
- 3 法第27条第1項第3号（障害児入所施設に係る部分に限る。）若しくは第2項又は第31条第2項（障害児入所施設に係る部分に限る。）若しくは第3項に規定する措置を受ける者の扶養義務者から2人以上の当該措置を受ける者に係る徴収金を徴収する場合において、当該措置を受ける者がそれぞれの当該措置を受ける者に係る徴収金の額のうち最も多額な徴収金の額に係る者（最も多額な徴収金の額に係る者が2人以上あるときは、そのうちの先に当該措置を受けた者）でないときは、当該措置を受ける者に係る徴収金の額は、徴収金の額（月額）の欄に掲げる額の10分の1に相当する額とする。
- 4 徴収金の額（月額）の欄に掲げる額が措置に要する費用の額を超える場合は、当該措置に要する費用の額を当該欄に掲げる額とする。
- 5 3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、小学校就学前の始期に達するまでの間にある障がい児及びB階層と認定された世帯に属する障がい児であつて3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに係る徴収金の額は、0円とする。

別記様式第1号の注書第1項第2号中「及び所得税額を証する書類」を削り、同様式の別紙2中「所得税額」を「市町村民税所得割額」に改め、同様式の別紙4の注書第2項中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に改める。

別記様式第2号の13（表）の注書第4項第1号中「定款、寄附行為等及びその」を削り、同項第2号中「又は診療所」を削り、同項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を削る。

別記様式第2号の13の2の注書第5項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同注書第6項第1号中「）及び」を「）並びに」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別記様式第2号の14中

5	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	(変更後)	を
6	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類		
7	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要		
8	事業所（施設）の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所		
9	運営規程		
10	当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費又は障害児入所給付費及び障害児入所医療費の請求に関する事項		

5	登記事項証明書又は条例等	(変更後)	に改める。
6	医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類		
7	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要		
8	事業所（施設）の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所		
9	運営規程		

別記様式第4号の2を削り、別記様式第4号の2の2を別記様式第4号の2とする。

別記様式第5号の2（裏）の注書第3項中「(同居人にあつては、同項第1号を除く。)」を削る。

「5 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

別記様式第6号の4中 6 事業開始の予定年月日 を
7 添付書類 」

「5 養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無

6 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地 に改める。
7 事業開始の予定年月日
8 添付書類 」

別記様式第7号及び別記様式第8号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「運営の方法」を「運営の方法（保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程）」に改める。

別記様式第11号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第35条第6項」を「第35条第11項」に改める。

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

別記様式第16号（裏）中「抜すい」を「抜粋」に、「携帯させなければならない」を「携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない」に改める。

別記様式第17号中「徴収金等負担能力変動届出書」を「徴収金負担能力変動届出書」に、「徴収金等の」を「徴収金の」に、「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第6条第1項第3号及び第4号並びに別表第3の規定（同表の備考第5項の規定を除く。）は令和元年6月1日から、改正後の別表第2の規定は同年7月1日から、改正後の別表第3の備考第5項の規定は、同年10月1日から適用する。
(経過措置)
- この規則の施行の日から令和4年3月31日までの間における児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第13条第2項の規定により定める児童福祉司の数は、改正前の第2条の2第1項の規定により算定した数とする。
- 令和元年6月30日の経過する際に法第22条第1項、第23条第1項本文若しくは第31条第1項に規定する助産の実施、母子保護の実施及び保護期間の延長、第27条第1項第3号（障害児入所施設に係る部分を除く。）、第27条の2第1項若しくは第31条第2項（障害児入所施設に係る部分を除く。）に規定する措置又は第33条の6第1項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施（以下「助産の実施等に係る措置等」という。）を受けた者であつて、同年7月1日以後引き続き当該助産の実施等に係る措置等を受けているものに係る徴収金の額については、改正後の第6条第1項第2号、第3号及び第5号の規定により算定した額が改正前の第6条第1項第2号から第4号までの規定により算定した額を超えるときは、同項第2号から第4号までの規定により算定した額とする。
- 令和元年7月1日から令和2年6月30日までに助産の実施等に係る措置等を受けた者に係る徴収金の額については、改正後の第6条第1項第2号、第3号及び第5号の規定により算定した額が改正前の第6条第1項第2号から第4号までの規定により算定した額を超えるときは、同項第2号から第4号までの規定により算定した額とする。
- 令和元年5月31日の経過する際に法第27条第1項第3号（障害児入所施設に係る部分に限る。）若しくは第2項又は第31条第2項（障害児入所施設に係る部分に限る。）若しくは第3項に規定する措置（以下「障害児入

所施設に入所させる措置」という。)を受けた者であって、同年6月1日以後引き続き当該障害児入所施設に入所させる措置を受けているものに係る徴収金の額については、改正後の第6条第1項第4号の規定により算定した額が改正前の第6条第1項第3号の規定により算定した額を超えるときは、同号の規定により算定した額とする。

- 7 令和元年6月1日から令和2年6月30日までに障害児入所施設に入所させる措置を受けた者に係る徴収金の額については、改正後の第6条第1項第4号の規定により算定した額が改正前の第6条第1項第3号の規定により算定した額を超えるときは、同号の規定により算定した額とする。
- 8 改正前の別記様式第1号、別記様式第2号の13から別記様式第2号の14まで、別記様式第5号の2、別記様式第6号の4、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第11号及び別記様式第17号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。
- 9 改正前の別記様式第16号の規定による証票でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による証票とみなす。

告 示

山形県告示第573号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社みつたま自然農園	みつたま訪問介護事業所 鶴岡市大西町19番14号	訪 問 介 護	令和 2. 8. 1

山形県告示第574号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形おきたま農業協同組合
代表理事組合長 木村 敏和
東置賜郡川西町大字上小松978-1
- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
加藤 文一 東置賜郡川西町大字上小松2722 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年7月16日 (嶋貫正昭に係るものにあつては同年3月31日)
坂野 弘幸 米沢市六郷町長橋337 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 智浩 西置賜郡飯豊町大字黒沢207-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

平林 章 南陽市大橋2257 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
青木 豊志 長井市花作町1-10-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
寒河江 喜久夫 東置賜郡川西町大字高山3978 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
穴戸 利一 東置賜郡川西町大字時田54 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
田苗 政一郎 西置賜郡白鷹町大字横田尻2018 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
嶋貫 正昭 西置賜郡飯豊町大字菰生48 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
遠藤 隆則 米沢市大字木和田503 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
竹田 栄司 長井市日の出町8-43 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐藤 幸夫 東置賜郡川西町大字苳321 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
金子 寛和 東置賜郡川西町大字東大塚1900 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
伊藤 繁明 米沢市大字口田沢1223 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
森谷 嘉嗣 米沢市大字館山3223-14 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
登坂 幸治 東置賜郡川西町大字上奥田3821 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
梅津 芳晴 長井市寺泉1118 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小林 周一 西置賜郡白鷹町大字横田尻5327 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐々木 勝幸 東置賜郡川西町大字上奥田2462-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左

高橋 政勝 米沢市笹野本町6828 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
菅原 利浩 西置賜郡白鷹町大字畔藤5579 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
高橋 幸起 長井市九野本2675 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
佐々木 泰司 長井市五十川1989 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
菅野 修 長井市川原沢972 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
大河原 文幸 長井市勸進代236 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
藤倉 弘樹 東置賜郡高島町大字根岸453 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
近野 信浩 東置賜郡川西町大字西大塚4194-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
金子 浩子 長井市勸進代1731 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
桑原 健太郎 東置賜郡高島町大字上平柳2090-11 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
本間 忠司 米沢市窪田町窪田97 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
坂野 友一 米沢市六郷町長橋298 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
小関 正浩 長井市九野本827 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
高橋 勝 東置賜郡高島町大字亀岡3641 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
栗田 俊明 西置賜郡小国町大字尻無沢358 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
齋藤 達也 西置賜郡小国町大字北77-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	

長谷川 仁 米沢市大字川井3847 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
辻 浩明 南陽市宮内2408-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
長谷部 克弘 西置賜郡白鷹町大字高玉1775-4 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
川崎 達郎 長井市歌丸1594 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
新野 克行 東置賜郡川西町大字高豆薙663 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
平 圭一郎 東置賜郡高畠町大字山崎115-14 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
富樫 啓貴 東置賜郡川西町大字中小松2234 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
横山 康彦 長井市草岡3412-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 弘之 南陽市若狭郷屋871 B-5 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
児玉 直樹 西置賜郡白鷹町大字高玉1059-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 佑輔 南陽市鍋田1163-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
柏倉 義弘 米沢市塩井町塩野1489-26 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
横山 汐佑希 米沢市舘山五丁目1-93 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
	竹田 一彦 南陽市中ノ目267-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
	渡部 貴史 南陽市萩生田455-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば

山形県告示第575号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
高島町
- 2 調査を行った期間
平成30年4月26日から令和2年3月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
高島町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字高島及び大字根岸の各一部
- 5 認証年月日
令和2年7月15日

山形県告示第576号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
鶴岡市
- 2 調査を行った期間
平成30年4月2日から令和2年3月25日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
谷定及び西荒屋の各一部
- 5 認証年月日
令和2年7月15日

山形県告示第577号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
遊佐町
- 2 調査を行った期間
平成30年5月14日から令和2年3月23日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
遊佐町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
吉出の一部
- 5 認証年月日
令和2年7月15日

山形県告示第578号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
遊佐町
- 2 調査を行った期間
平成30年5月14日から令和2年3月23日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
遊佐町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
豊岡の一部
- 5 認証年月日
令和2年7月15日

山形県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営桧原地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営桧原地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
舟形町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年7月31日から同年8月31日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営上萩野地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上萩野地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
川西町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年7月28日から同年8月26日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知

事となる。)、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営高田麦地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営高田麦地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
庄内町役場
- 縦覧に供する期間
令和2年7月29日から同年8月27日まで
- その他
 - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

教育委員会関係

規 則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月28日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第13号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則（平成13年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項中「第2条第2項の表第3項第1号」を「第2条第2項の表第2項第1号」に改め、同表第2項中「第2条第2項の表第3項第2号」を「第2条第2項の表第2項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第9号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月28日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例）

7 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて次の各号に掲げるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第5条の2の2の規定は適用しない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第11項に規定する無症状病原体保有者及び軽症患者をいう。）が宿泊療養を行う施設（以下「宿泊療養施設」という。）内において当該感染症の患者に接して行う作業
- (2) 宿泊療養施設内において行う新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業
- (3) 宿泊療養施設内において行う当該施設の運営に関する作業であつて、1日の勤務時間の全部又は大部分を当該施設内に留まつて行うもの
- (4) 前3号に掲げる作業に相当する作業で管理者が認めるもの

8 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又は長時間にわたり新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

令和2年7月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名 称
特定非営利活動法人いいでいい住まいづくり研究所
- (2) 代表者の氏名
堀江 守弘
- (3) 主たる事務所の所在地
西置賜郡飯豊町大字椿3594番地10

(4) 定款に記載された目的

この法人は、町民をはじめ広く県民、国民の健康で快適な生活をめざし、地域の優れた森林資源や培われてきた建設技術を活かし、環境と人に優しい住まいづくり・まちづくりに関する事業を行い、地域の環境と経済の好循環を図りながら、地域環境の保全や地域経済の活性化に寄与することを目的とする。また、環境と人に優しい住まいづくり・まちづくりに関わり、地域社会の発展に貢献しようとする多くの人たちとの連携を図る。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県電子閲覧システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和2年9月11日（金）午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県電子閲覧システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービス一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和3年2月分及び同年3月分の2箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち同年2月分及び同年3月分の2箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して JIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、仕様書等の貸出場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号 023(630)2685

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和2年8月25日（火）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（水）午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 3の(5)に係る事項を証明する書類

ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Lease of hardware and software and datacenter for the Yamagata Prefecture Electronic browsing System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. September 11, 2020
- (3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2685

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 3号	同	同	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		
同 4号	同	2DK	60.3	1	同	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500		单身可
同	同	3DK	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		同
同	同	同	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		
同 春日アパー ト1号	同 春日五丁 目2-43	同	63.9	1	同	18,000	20,800	23,800	26,900	30,700	35,400		
同 2号	同	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,200		
同 3号	同	同	75.6	1	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		单身可
同	同	同	75.6	1	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	2	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		单身可
同	同	同	54.6	3	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		
同 成島アパー ト1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	15,600	18,100	20,700	23,300	26,600	30,700		单身可
同 米沢中央ア パート2号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800		
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	2DK	54.7	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400		单身可

同	同	3DK	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	同
同	同	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	单身可
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	同
同	同	同	69.9	2	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	
同 4号	同	同	75.4	3	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	
同 5号	同	同	75.4	5	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	
同 6号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	
同 相生アパ ト1号	同 相生町7 -65	同	69.2	2	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	
同 2号	同	同	72.9	1	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200	单身可
同	同	同	72.9	1	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200	
同 3号	同	同	72.9	3	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	单身可
同	同	同	72.9	2	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	
同 桜木アパ ト1号	同 南陽市三間通 1229-2	同	59.3	4	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 2号	同 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 関口アパ ト1号	同 宮内352 -3	同	68.0	1	同	22,700	26,200	29,900	33,800	38,600	44,500	

同 糠野目ア アパート	東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	同	51.2	1	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	
同 糠野目第2 アパート	同 福沢南21-2	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	
同 小出アパ ート1号	長井市台町3- 1	同	55.7	3	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	单身可
同 2号	同 3- 2	同	58.0	2	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100	
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	
同 小国アパ ート1号	西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁 目3-9	同	58.0	1	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800	单身可
同 2号	同 3-8	同	59.4	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	同
同	同	同	59.4	4	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 白鷹アパ ート	同 白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	55.7	3	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同 あらとアパ ート2号	同 725- 1	同	77.9	1	同	25,200	29,100	33,200	37,500	42,800	49,400	
同 飯豊アパ ート	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年8月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、令和2年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社 西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 令和2年10月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格 住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	公募 戸数	区分	家賃				摘要			
						収入が 104,000円 以下の者	収入が 123,000円 を 超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を 超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を 超え 186,000円 以下の者		収入が 186,000円 を 超え 214,000円 以下の者		
県営美原アパー ト1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 東部アパー ト1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		同
同 2号	同 6 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	同	単身可
同 茅原アパー ト1号	同 茅原字草 見鶴16-1	同	63.5	2	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	同	同
同 2号	同	同	58.4	1	同	15,700	18,100	20,700	23,300	26,700	30,800	同	同
同	同	同	63.9	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700	同	単身可
同 城南アパー ト1号	同 城南町9 -34	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	同	同
同 2号	同 9 -30	同	62.6	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400	同	同
同 未広アパー ト1号	同 未広町23 -63	同	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	同	同
同 2号	同 23 -62	同	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	同	同
同	同	同	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	同	単身可
同 川南アパー ト1号	同 酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	3	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	同	同
同	同	同	51.2	1	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	同	単身可

同 2号	同 1-2	同	51.2	2	同	15,400	17,700	20,300	22,900	26,100	30,200	单身可
同	同	同	51.2	1	同	15,400	17,700	20,300	22,900	26,100	30,200	
同 川南住宅4号	同 1-4	3K	54.6	3	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	单身可
同	同	同	54.6	1	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同 川南アパ-ト5号	同 1-5	同	55.7	2	同	16,900	19,500	22,300	25,100	28,700	33,100	
同 こがねアパ-ト1号	同 こがね町一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同	同	同	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同 東泉アパ-ト1号	同 東泉町四丁目15-21	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	
同	同	同	64.2	2	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	单身可
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	同
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	
同 3号	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	
同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 鳥海アパ-ト1号	同 富士見町三丁目2-118	同	69.2	1	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	单身可
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	

同	同	同	同	69.2	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	単身可
同 新橋アパー ト	同 新橋五丁 目5-1	同	同	68.2	1	同	23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	46,600	
同 北新町アパ ー ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	同	55.0	1	同	19,500	22,500	25,700	29,000	33,200	38,300	
同	同	同	同	55.0	1	同	19,500	22,500	25,700	29,000	33,200	38,300	単身可
同	同	3DK	同	64.3	3	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 余目アパー ト	東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	同	62.6	1	同	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	単身可
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	同	58.0	2	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	同
同 遊佐アパー ト	飽海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	同	59.3	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年8月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで。
ただし、郵送の場合は、令和2年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和2年10月上旬

令和3年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

令和2年7月28日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	10

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「令和3年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

令和3年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は令和3年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

令和2年9月7日（月）から同月18日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写 真

最近3箇月以内に撮影したもの

(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、令和2年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査

イ 検査教科

工 業

ロ 検査時間

70分

ハ 検査期日

令和2年10月3日（土）

(2) 面接期日

令和2年10月3日（土）学力検査終了後

※定員に満たない場合は令和3年1月に2次募集と選抜を実施する（小論文と面接による選抜）。

6 合格発表

令和2年10月8日（木）午後3時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。